

ホミック通信

Vol.25

遠き山に日は落ちて号

2016.10

発行/〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集/梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

9月はやたらと雨が多かったですね。

そして、いつまでも蒸し蒸しと暑く、爽やかな秋空を満喫できるのは何日あるのか、心配になります。

大阪では大雨の被害はありませんでしたが、尋常でない降り方のために人命が失われた地域もあり、災害時の冷静な判断について考えさせられました。

経験値を上げておくことはできないわけですから、心の準備が大切なのでしょう。忘れた頃にやって来るのが、天災です。

■ 「株主リスト」が必要になります。

平成28年10月から、株主総会の決議を要する商業登記を申請する際には、「株主リスト」の添付が求められることになりました。

「株主総会の決議を要する」商業登記とは、代表的なものが「役員変更」です。取締役や監査役は、株主総会で選任することになっていますから、当然に該当します。また、「目的変更」「商号変更」など定款変更が根拠となる登記申請も該当します。要は、登記申請に「株主総会議事録」を添付する場合と考えて差し支えありません。

「株主リスト」には、①株主の氏名または名称、②住所、③各株主が有する株式の数、④議決権の数を記載します。株主全員について記載する必要はなく、議決権数の割合が高いもののうち、上位10名もしくは議決権数の割合が3分の2に達するまでの人数の少ない数の株主を記載すればよいとされています。株主名簿とは異なります。

株主が何万人といるような上場企業では上位10名を記載すればよいですし、株主が数名だけの家族経営の会社では議決権3分の2に達する株主の数でいいわけですから、筆頭株主が70%の株式を有していれば1名だけを記載した「株主リスト」でよいわけです。いずれにしても、日頃から「株主名簿」を適切に管理できていることが前提となります。

尚、株主総会の決議が9月中になされたとしても、登記申請が10月に入ってからであれば、「株主リスト」の添付は必要です。

■「成年後見法世界会議」in ベルリン、に参加してきました。

9月14日～16日にドイツの首都ベルリンで開催された「第4回成年後見法世界会議」に出席してきました。2年ごとに開かれているもので、第1回は横浜でした。

ベルリンは、緯度が高くこの時期の最高気温は20℃前後と聞いて行ったのに、前日から急に暑くなったらしくて30℃を超える日もあり、日本から持って行った服がほとんど無駄でした。けれども、快晴だったので過ごしやすかったです。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利を擁護するための仕組みですが、それは即ち、その人の行為能力を制限する(自分だけでは有効な売買契約をできないなど)ことでもあります。そうした側面が国連の障害者権利条約によって批判されており、今回の世界会議の議論でも、その批判に対する各国の対応策やまた反論の試みが発表されていました。

判断能力が不十分な人だからと言って、その人の意見も聞かずに周囲の支援者が何もかも決めてしまうのは人権侵害だということであり、それは首肯できることで、これからの考え方は、判断能力が不十分な人が自分のことを自分で決定できるように、周囲が支援していくというものです。「代行決定」から「支援付き意思決定」への転換などと言われています。

この点について、日本の法律が具体的に改正されるかどうかは、成年後見制度利用促進法の成果に係っています。

ドイツでは、日本の成年後見制度の「成年後見」「保佐」「補助」のような類型には分類されておらず、その人に必要な部分だけ他者に権限を与えるという仕組み(これを「一元的」と言ったりします)で、日本でもそれを目指したいという考えもあるようです。

ともかく、長時間飛行機に閉じ込められてはるばるベルリンまで行きましたが、名所巡りはほとんどできず、他国の制度について見聞を広め日本の制度の行く末について考えて帰ってきました。真面目な旅行です。外国の人から生の情報を得るには、やはり語学! と今更ながら痛感した旅でもありました。

北 浜 ラ ン チ 事 情

旧三越跡地の「北浜プラザ」1階に「エルマーズグリーンカフェ」があります。ガラス張りで、ナチュラルな内装の、居心地のいいお店です。

コーヒーや焼き菓子にこだわりのあるお店なのかな? ランチで「キーマカレー」を食べたことがあるのですが、ほとんど汁気のないミートソースみたいなカレーで、不思議な味わいがいい感じです。多分胡麻が降りかかっていたはず。カレーって、普通はごはんが多すぎるものですが、ここのは女性向きかちょうどよい量。ちっちゃなサラダが付いているも嬉しいです。(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
 - 設立・役員変更など
 - 訴訟・調停・和解・破産など
 - 任意後見契約・遺言・死後事務など